



いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2016
8.31
no.150

Report

① 子ども・子育て支援新制度、その仕組みと課題

宮城教育大学教育学部幼児教育講座教授 佐藤 哲也 1

② インドネシアにおける「子どもにやさしいまち」(CFC)づくりの取り組み ～第4回「アジア子どもの権利フォーラム」に向けて～

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 7

③ 第15回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 レスパイト活動報告2014

東洋大学社会学部福祉学科 森田ゼミ 12

④ 第16回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告 人権を語り合う中学生交流集会'15

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会 18

Event Information

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2016宝塚
開催決定 27

Document 2016.4.13～2016.6.4

子どもの人権や教育に関する報道と記録から 28



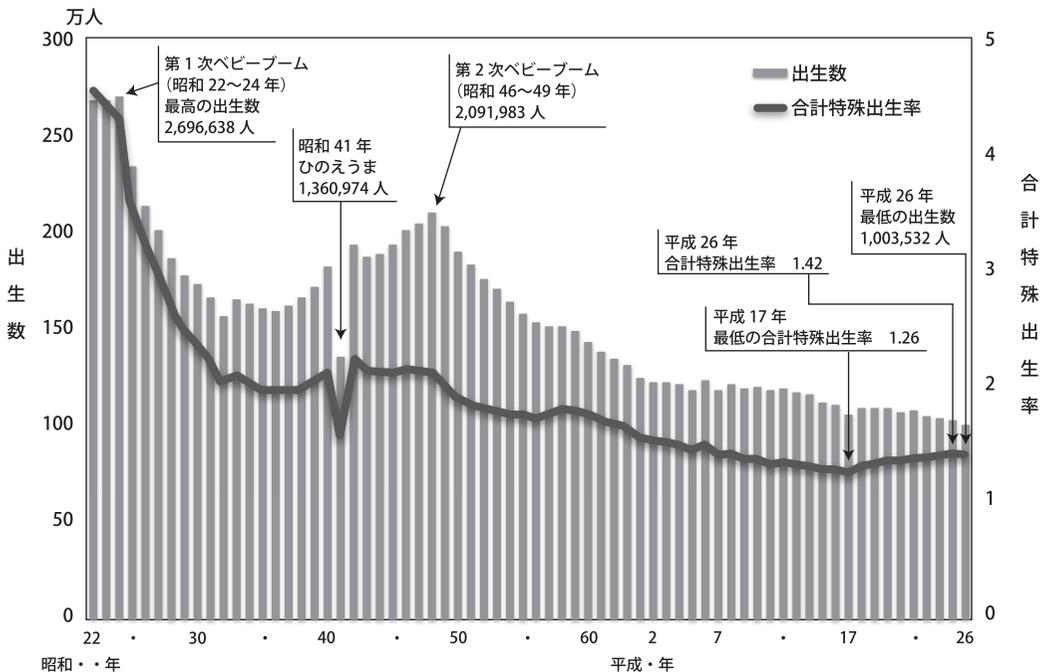
子ども・子育て支援新制度、 その仕組みと課題

宮城教育大学教育学部幼児教育講座教授 佐藤 哲也

多様化する修学前教育・保育

2015年の4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。我が国における就学前教育・保育、子育て支援制度が大きく変わりつつあります。それぞれの基礎自治体（市町村）に設けられた「子ども・子育て会議」が中心となり、新制度への具体的対応が進められています。こうした構想が立ち上がった背景、制度の概要とともに、その課題について考察したいと思います。

少子社会日本



資料：厚生労働省「平成26年 人口動態統計月報年計」等

政府統計の総合窓口 (e-Stat) によると、平成25 (2013) 年10月現在、日本の総人口に占める5歳未満児の割合は4.9パーセントまで落ち込んでいます。第2次ベビーブームの昭和49 (1974) 年に比べると半減しています。1人の女性が生涯を通じて産む子どもの数とされる「合計

特殊出生率」は 1.46（2015 年）となっています。2 年振りに微増したものの、現行の状況が続くようであれば、100 年後には日本の人口は 4 千万人台にまで減少、西暦 3300 年頃には地上から日本人が消滅するとまでいわれています。少子化問題は国家・民族存亡の危機とみなされているのです。

現代日本において、子どもが生まれない主な原因は何でしょうか。文部科学省は以下の 8 つの問題点を指摘しています。①結婚・出産・子育ての希望が叶わない現状。②子ども・子育て支援が質・量ともに不足していること。③子育ての孤立感と負担感の増加していること。④深刻な待機児童問題。⑤放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」。⑥ M 字カーブ（30 代で低い女性の就労率）。⑦縦割りの子育て支援制度とその財源。⑧地域の実情に応じた提供対策が不十分であること（「子ども子育て支援新制度について」平成 25 年 7 月 29 日）。要するに、子どもを安心して産み育てるための条件や支援体制が整わず、出産と育児に不安を抱く女性が非常に多くなっているのです。

少子化に歯止めをかけるために、質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的に提供して地域の実情に即した子ども・子育て支援を充実させるとともに、男女共同参画社会を実現することが必要であるとされてきました。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月、社会保障と税の一体改革に関する三党（民主・自民・公明）合意に基づいて、子ども・子育て関連 3 法（子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関連整備法）が成立しました。教育基本法第 10 条（父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。）に基づき、幼児教育・保育・子育て支援を公的責任で推進するために制定されました。

子育て支援を充実させるための財源については、消費税を 10 パーセントに引き上げることで期待される増収（2.7 兆円）から 0.7 兆円を当てるとされました。民主党政権下では「子ども・子育て新システム」と呼ばれましたが、政権交代後は「子ども・子育て支援新制度」と名称が改められました。この制度改革のポイントを三つの観点から整理してみましょう。

新しい給付・認定制度の導入

子ども・子育て支援新制度の目玉として、新しい給付制度の導入と介護保険制度として先行されていた認定制度が導入されました。

認定こども園、幼稚園、保育所を通じて共通の給付（施設型給付）及び小規模保育への給付（地方型保育給付）が創設され、これらの給付金は地方に対して国が義務的に支払うものと位置づけら

れました。かつて公立幼稚園や公立保育所は市町村の一般財源、民間保育所は市町村の保育所委託運営費、私立幼稚園は都道府県からの私学助成金や市町村による幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれにと、公私や施設の違いによって様々な運営費が支払われていました。新制度では財政措置が一本化されることになりました。国が就学前教育・保育と子育て支援への責任を担い、基礎自治体が総合的かつ機動的に子育て支援に対応していくとされたのです（公立幼稚園と公立保育所は施設型給付の対象として新制度下に入りましたが、現在のところは市町村一般財源から運営費が支出されています）。

新制度利用を希望する保護者は、国が定めた基準に基づき基礎自治体によって「保育認定」を受けます。「保育の必要性や必要量」が公的に認定されるのです。家庭に保護者がいる3～5歳児は「1号認定」。幼稚園や認定こども園で幼児教育を受けることができます。保護者の事情により「保育を必要とする」3～5歳児は「2号認定」。保育所や認定こども園で幼児教育と保育に預かることが許されます。「保育を必要とする」0～2歳児は「3号認定」。保育所か認定こども園で未満児としての「保育」を受けることができます（ただし保護者の意向と責任において、2号認定や3号認定の子どもたちにも幼稚園教育への門戸が開かれていることについて、十分に認知されていないようです）。

保育の必要に応じた給付金が確実に子育て支援に使われるよう「法定代理受領方式」が採用されました。保護者に支払われる施設型給付費は各施設が代理として市町村に請求するシステムです。施設側は国が定める「公定価格」にしたがって保育料を設定、利用者が実際に支払う「保育料」は世帯所得（市町村税）に応じた応能負担となりました。公定価格からの保育料の差額分について施設型給付によって補われることで、施設型給付が確実に幼児教育・保育に行き届くように配慮されたのです。保護者と施設は「直接契約」を結び、施設側には「応諾義務」が課せられました。施設の実情や経営方針を盾に入園（所）を断ることが原則困難になったのです。

一方、地域型保育給付とは、都市部の待機児童解消とともに子ども数が減少傾向にある地域の保育機能確保のために使われます。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育（原則的に1対1）、事業所内保育（従業員のみならず地域において保育を必要としている子どもが対象になる）に支給されます。これらは市町村による認可事業となり、多様な保育サービスが創生されると謳われている反面、規制緩和政策としての問題も孕んでいます。民間活力を導入して子育て支援の充実が図ろうとする一方で、需要がなくなれば淘汰されていく、経営がままならなくなれば容易に撤退することができる、市場原理に基づく政策が導入されたと言えます。

● 認定こども園制度の改善

認定こども園は、都道府県知事が条例に基づいて認可する総合的な子育て支援施設（幼保一体型、幼稚園型、保育所型、地域裁量型）として、2006（平成18）年にスタートしました。発足当初、政府は5年以内に全国2000園の設置を目指していました。しかし、2014（平成26）年4月1日現在、1359園にとどまっています。

認定こども園が伸び悩む原因は様々でした。幼保連携型は認可幼稚園と認可保育所の並列的合体に過ぎないので、運営も実践も煩雑です。幼稚園型は預かり保育が認可外保育施設扱いで十分な財政措置が図られてはいません。受益者負担の原則により保育料が高額化する一方で、正課と預かり保育のカリキュラム・担当者間の齟齬が生じることもありました。保育所型は待機児童問題（特に未満児）が解決されていない状況で「保育を必要としない3～5歳児」を受け入れるメリットを見いだせずにいました。地域裁量型は認可外保育施設扱いとなり、国からの補助金が支給されませんでした。それに加えて、認定基準が甘くなる傾向があり、〈子どもの最善の利益〉が危ぶまれました。認定こども園は待機児童解消策としても、幼児教育の向上においても、功を奏しているとは言い難い状況であったのです。

新制度による改革では、認定こども園の財源処置を施設型給付として一本化するとともに、幼保連携型認定こども園を政策的に推進する仕組みが作られました。具体的には、（新）幼保一体型認定こども園では、改正認定こども園法に基づく認可・指導の一本化を図り、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみに設置主体を限定しました。保育の質を担保するための試みです。しかし、既存の幼稚園や保育所への配慮から、幼保連携型認定こども園への移行は義務づけられませんでした。学校教育法と児童福祉法が改正されない限り、修学前保育施設は、幼稚園・保育所・認定こども園という三類型が併走することになってしまったのです。意図と結果のパラドックスと言わざるを得ません。

幼保連携型認定こども園の保育者は「保育教諭」と呼ばれます。「保育教諭」とは幼稚園教員免許と保育士資格を有する者の呼称です。現在、「保育教諭」を資格化・グレード化する動きがあります。例えば、2014年6月には一般社団法人保育教諭養成課程研究会が立ち上げられ、情報交換と研究協議が進められています。多くの公立幼稚園や公立保育所が認定こども園として統合されつつある昨今、就学前教育・保育施設で働くうえで幼稚園教員免許と保育士資格の併有が必須となる時代がすでに到来していると言えるでしょう。

平成26年4月30日には「幼保連携型認定こども園・教育保育要領」が内閣府・文部科学省・厚生労働省合同で告示されました。幼児教育と保育の「質」保証に向けて方向性が示されたのです。これまで私立幼稚園（知事部局）や公立・民間保育所（福祉課）は市町村教育委員会の管轄外にありました。しかし、それらの施設が幼保連携型認定こども園に移行した場合、市町村教育委員会が監督指導を行うことになりました。つまり、保育内容の充実や保育教諭の職能向上、つまりこれは幼児教育の質を高めるために、市町村教育委員会が対応するチャンネルが開かれたのです。これは画期的なことでもあります。

● 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

新制度では、基礎自治体である市町村が地域の実情に応じて、質・量ともに充実した子育て支援を実施することが求められます。利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦検診等々、対象事業の範囲が法律で定められ、計画的に実施されることになっています。これらの事業には「地域型給付」が支出されます。

各自治体が自らの子育て環境をよりよくしていくために活発な議論を展開しています。内閣府の委託調査「平成二十七年度地方版子ども・子育て会議の取組（市町村子ども・子育て支援事業計画）事例調査」には、人口5万人以下の自治体から人口30万人以上の自治体に至るまで全国30箇所のヒアリング結果が掲載されています。そこには、地方版子ども・子育て会議を効果的に進めるための取組（委員構成上の工夫、部会等の設置、意見を出しやすくするための運営上の工夫、委員の自主的な取組等）、支援事業計画策定に当たり、多様なニーズを把握するための各市町村の取組、支援事業計画の位置付け・基本理念・目標等に関し特徴のある事例、特徴的な地域子ども・子育て支援事業等の事例、支援事業計画の点検・評価、見直しに当たっての基本的な考え方、評価指標等で一定の方針や評価指標等を定めている事例など、興味深い情報が寄せられています。

しかし、地方版子ども・子育て会議には、多くの有識者や市民を擁しながら「船頭多くして」感が否めないケースもあるようです。行政主導で年数回の会議が開催され、実態調査報告をめぐる質疑応答や行政が策定した計画案が大筋において承認していく……会議が形骸化している自治体も、珍しくはないようです。こうした取組の温度差が子育て支援をめぐる地域格差へと繋がっていくことが懸念されます。

● 今後の課題

子ども・子育て支援新制度では、国及び都道府県が実施主体の市町村を重層的に支え、保育の〈量〉〈質〉双方を充実させていくことが求められています。しかし崇高な理念とは裏腹に、保育現場では戸惑いや混乱も生じているようです。

公・私立幼稚園関係者の声を拾ってみましょう。長時間保育に対応するために教員のローテーション（シフト制）が導入されたことでクラス担任制が揺らいでいること、これまで経験したことがない乳幼児への対応に不安を覚えること、研修機会を確保することが難しくなっていること、保育料負担額（1号認定者）値上がりで私学（長時間保育や園バスでの送迎）に子どもが流れはじめていること（公立幼稚園関係者）。利用申込者への応諾義務を課せられることで保護者層が変わりつつあること、子育て支援施設としての公共性が求められるなかで建学の精神を維持することが難しくなるように思われること、公定価格や施設型給付の導入による減収が予想されること（私立幼稚園関係者）。幼稚園関係者の間には様々な不安が広がっています。

一方、保育士はどうでしょうか。1号認定の子どもが加わり「毎日早退の子が数名いる」くらいの変化しか感じていない（エディカーレ2016年5月号）との報告があります。ただし、事務作業が増えたという実感（例えば行政が担当していた未払い者への対応を保育所が行わなければならなくなった等）が広がっているようです。保育士資格を持たない者が「子育て支援員」「保育ママ」として保育にあたっている実情、園庭もなく狭苦しい賃貸住宅の個室が活用されている小規模保育施設や家庭的保育施設の増加等々、「子どもの最善の利益」が蔑ろにされているのを危惧する保育士もいます。小規模保育事業は認可保育所過剰供給抑制への安全弁として機能していますが、保育の質を低下させる危険性も孕んでいるのです。

折しも、安倍政権は消費税10%への増税を見合わせました。それによって子育て支援に振り向けられるはずの四千億円が水泡と帰りました。十分な財政的裏付けがないなかで、子ども・子育て

支援新制度どのように展開していくのか、予断を許さない状況がしばらく続くものと思われます。そのような折、見せかけの改革気運に便乗して公立幼稚園や公立保育所の統廃合や民営化を推し進める市町村が出てくる事態も憂慮されます。新制度の実態や是非を吟味するとともに、具体的な政策決定を担う地方版子ども・子育て会議に自らの代表を送り込むことが必要です。保育現場の声を伝え、制度運用に反映させていかなければならないからです。そのためにも、次世代育成の労を担う市民と連帯しながら、より多様で広い視野から、子育て支援と保育の行く末を展望していかなければなりません。ピンチをチャンスに転化するしたたかさが求められていると言えましょう。





インドネシアにおける 「子どもにやさしいまち」(CFC)づくりの取り組み

～第4回「アジア子どもの権利フォーラム」に向けて～

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二

アジアの子どもの権利の実現に向けて研究者・専門家および関係機関・政府等の意見交換やネットワーク化を図る「アジア子どもの権利フォーラム」は、これまで韓国・ソウル（2009年）、日本・東京（2011年）、モンゴル・ウランバートル（2014年）で開催されてきたが、4回目となる今年（2016年）はインドネシアのバリ島（ギャニール県）で開かれることが決定した。第4回フォーラムの全体テーマは「子どもにやさしいまちづくりと子どもの最善の利益の実現」である。

インドネシアは、とくに2006年以降、国を挙げて「子どもにやさしいまち」(child-friendly cities, CFC)づくりの取り組みを進めてきたことで知られている。2015年7月には、インドネシア政府のCFC責任者であるレニー・ロザリン氏（女性エンパワーメント・子ども保護省副大臣）が東洋大学主催のシンポジウムに出席するため来日し、同国における取り組みの状況について報告した（詳しくは、レニー・ロザリン「インドネシアにおける子どもにやさしいまちづくりと子ども参加」子どもの権利研究27号・日本評論社・2016年参照）。

また、今年2月には子どもの権利条約総合研究所（代表＝荒牧重人・山梨学院大学教授）のメンバーでバリ島を訪問し、フォーラムに向けた打ち合わせと現地視察を行なう機会も持つことができた。以下、これらの経験を踏まえてインドネシアにおけるCFCの取り組みの概要を報告する。

国を挙げての取り組み

インドネシアは子どもの権利条約の採択翌年（1990年9月）にさっそく条約を批准したが、CFCの取り組みを開始したのは2006年のことである。最初に5つの県・市でパイロット事業を開始し、2009年に従来の「女性エンパワーメント省」が「女性エンパワーメント・子ども保護省」に改組されて以降、取り組みが本格化した。2016年3月現在で34州のうち20州および514県・市のうち287県・市がCFCと認定されている。

インドネシアにおけるCFCの定義は次のとおりである。

あらゆる関係者——政府、民間セクターおよびコミュニティ——からのコミットメントと資源を統合することによってグッド・ガバナンス（よい統治）を実現していこうとする、子どもの権利を基盤とした県・市における開発システムであって、統合された、包括的かつ持続可能なアプローチに基づき、これを具体的な政策、プログラムおよび活動に移し替えていくことによって、子どもの権利の充足および子どもの保護を達成しようとするもの」

この定義のポイントは、子どもの権利条約に基づく権利保障と子どもの保護を、関係するすべての

主体を巻き込みながら総合的に推進していく、持続可能なシステムを構築しようとしていることである。インドネシアでも地方分権化が進められており、すべての自治体で子どもの権利が十分に保障されることを確保するためには、このようなシステムの構築が重要な意味を持つ。すべての自治体を「子どもにやさしい」ものにするることによって「子どもにやさしいインドネシア」をつくり上げ、それを「子どもにやさしいアジア」へと広げていき、ひいては国連子ども特別総会（2002年）で合意された「子どもにふさわしい世界」（A World Fit for Children）づくりに貢献しようというのがインドネシアの構想である。

CFCの取り組みを進めていくうえでは、子どもの保護に関する2002年法律第23号および2014年法律第35号が基本的な法的根拠となっている。とりわけ2014年にインドネシアの第7代大統領に選出されたジョコ・ウィドド氏は、ソロ（スラカルタ）市長（2005～2012年）やジャカルタ特別州知事（2012～2014年）を務めていた時代からCFCの取り組みに熱心であり、2014年法に基づいて充実した大統領令を發布するなど、力強いリーダーシップを発揮している。

● インドネシアの優先課題とCFCの指標

インドネシアでは子どもの権利条約で保障されているさまざまな権利を5つのクラスターに分類するとともに、国の実情にあわせて10の優先課題を設定してCFCの取り組みを進めている。その内容は以下のとおりである。

【5つのクラスター】

1. 市民的権利・自由
2. 家庭環境・代替的養護
3. 基礎保健・福祉
4. 教育・余暇時間・文化的活動
5. 特別な保護

【優先課題】

- (a) 出生登録
- (b) 情報（情報アクセスの保障／ポルノや暴力的表現からの保護）
- (c) 教育（子どもにやさしい学校づくり／12年間の義務教育）
- (d) 健康（乳児死亡率／完全母乳育児／栄養）
- (e) 環境と人格形成（子育て支援）
- (f) 子ども参加（子どもフォーラム、後述）
- (g) 法律に抵触した子ども（修復的司法）
- (h) 社会的問題（ストリートチルドレン／児童労働／災害時の子どもの保護）
- (i) 子どもに対する暴力
- (j) 特別なニーズを有する子どもの保護（犯罪の被害を受けた子どもなど15のカテゴリーに属する子ども）

このうち(c)の「子どもにやさしい学校」（child-friendly school、CFS）についてはCFCとは別に認定が行なわれており、子どもに対する暴力・虐待の防止、給食の安全性の確保、健康的な日常生活

習慣づくり、環境保護や省エネのスキル教育、災害時の安全・安心確保などの基準を満たせば CFS と認められる。インドネシアには全国に約 25 万の小・中・高校が存在するものの、CFS と認定された学校はまだそれほど多くないとのことである。

以上のクラスターと優先課題にのっとして 31 の指標が設けられており、ある自治体を CFC と認定するかどうかはこれらの指標に基づいて判断される。指標の内容は以下のとおりである（カッコ内の数字は各項目の指標の数）。

1. 制度的強化（7）：条例・政策／予算配分／条例・政策に関する子ども（フォーラム）の意見表明／子どもの権利条約に関する研修／データ収集／NGO・市民団体の参加／民間セクターの参加
2. 市民的権利・自由（3）：出生証明書／情報へのアクセス／子どもフォーラム
3. 家庭環境・代替的養護（3）：児童婚（15 歳未満）／家族相談機関／代替的養護
4. 基礎保健・福祉（9）：乳児死亡率／栄養不良／完全母乳育児／授乳室・授乳設備／予防接種／リプロダクティブヘルス機関／社会的保護／清潔な水にアクセスできる世帯数／喫煙所
5. 教育・余暇時間・文化的活動（5）：乳幼児期の発達／12 年の義務教育／子どもにやさしい学校／通学路の安全／創造的活動やレクリエーションのために利用可能な施設の有無
6. 特別な保護（4）：特別な保護を必要とする子どものためのサービス／法律に抵触した子どもと修復的司法／子どもにやさしい災害対策／最悪の形態の児童労働

すべての自治体に「子どもフォーラム」を設置

インドネシアの CFC でとりわけ興味深いのは、州、県・市および基礎自治体である村に至るまですべての自治体に「子どもフォーラム」が設置されていることだろう。村レベルの子どもフォーラムには、子どもグループ、ユース（若者）グループ、趣味やスポーツのグループ、IT や科学のような子どもの関心に基づいたグループなど、その村で活動しているすべての子ども団体が構成団体として加入している。各レベルに設置されている子どもフォーラムはそれぞれ代表を選出して一段階上のレベルのフォーラムに派遣し、最終的に各州のフォーラムの代表が国レベルの「子どもフォーラム」に参加するという形がとられている。

子どもフォーラムが担うとされる役割は「変革の主体」と「通報者」の2つである（それぞれの言葉を意味するインドネシア語の頭文字をとって「2つの P」と呼ばれる）。「変革の主体」とは、子どもたちがグループを作り、地元で発生しているさまざまな問題の解決策を見つけていけるような能力構築を意味する。「通報者」とは、たとえば子どもが学校で教師の暴力を受けた場合など、フォーラムのもとに設置されているタスクフォースを通じて通報を行ない、問題の解決を図ることができるようになっていくということである。全国の子どもフォーラムを通じて子ども関連のデータを収集することも可能になっているという。

子どもフォーラムについては女性エンパワーメント・子ども保護省が省令を定めており、フォーラムの設置方法、モニタリングや評価のあり方などについて基準が設けられている。フォーラムとの連絡担

当者 (liaison officer) も任命されており、たとえばフォーラムの元参加者が若者になってから連絡担当者に就くこともあるという (フォーラムに参加できるのは 18 歳未満の子どものみ)。広報やコミュニケーションの手段として専用のウェブサイトも開設されており、子どもたちから出された質問に政府関係者が回答したりしているほか、インスタグラムやフェイスブック等のソーシャルメディアも活用されている。また、少年非行の防止、子どもに対する暴力、児童労働といったさまざまな問題を毎年取り上げ、フォーラムに参加する子どもたちに能力構築の機会を提供しているという。

もっともインドネシアの子どもフォーラムは、公的には子どもの意見表明・参加の機会を保障するものと位置づけられているとはいえ、依然としてボランティア活動の域を出るものではなく、子どもの権利の視点から、子どもたち自身の行動によって社会のあり方を変えていこうとするものにはなっていないように思われる。筆者もバリ島訪問の際に現地の「子どもフォーラム」の子どもたちと立ち話をする機会があった。その子たちはいまレクリエーション施設等への障害児のアクセス保障のために活動をしているということで、それ自体は有意義な取り組みではあるものの、あくまでも教師をはじめとする大人が許容する枠内の活動で、学校や社会のあり方そのものを変えていくという視点は希薄なように思われる。バリ島で話した学校・行政関係者にも、子どもが自分たちの都合や思惑にしたがって動いてくれるのを喜んでいる気配を感じた。

子どもフォーラムによる意見表明が自治体や国の政策にどのように反映されているのかも、明確ではない。インドネシアの取り組みは興味深いものだが、子どもの権利の視点に立ち、コンフォーマティブ (現状維持的) な子ども参加からトランスフォーマティブ (現状変革的) な子ども参加へと移行していくことが今後の課題ではないか。

CFC のステークホルダー (関係者)

インドネシアにおける CFC 関連の取り組みの調整は、女性エンパワーメント・子ども保護省を中心として、24 の省庁と 117 名の局長が関与する形で行なわれている。現在の主たる責任者は女性エンパワーメント・子ども保護省のレニー・ロザリン副大臣だが、5 つのクラスターのうち「特別な保護」についてはもうひとりの副大臣が担当しているとのことである。年に 1 回、すべての行政関係者が集まって調整会議を開催しているほか、分野ごとの調整会議はもっと頻繁に (問題の性質によって 2 週間~1 か月に 1 回程度) 開かれている。こうした調整が州や県・市のレベルでも行なわれており、重層的に取り組みが進められている。

このほか、立法府・裁判所、NGO、「子どもフォーラム」、大学、さまざまな分野の専門家、民間セクターなども CFC 推進のステークホルダーとして位置づけられている。ここでは民間セクターの取り組みについて見ておこう。

2011 年、インドネシアの 9 つの大企業が「子どもにやさしい企業のためのインドネシア協会」(IACFC; Indonesian Association for Child Friendly Companies) を発足させた。その後、加盟社は 29 に増えている (2015 年現在。加盟社の関連企業や子会社を含めればもっと多数にのぼる)。この協会に加盟するためには、英語の単語の頭文字をとって「3P」と呼ばれる 3 つの条件を満たさな

なければならない。(a) 子どもの権利を遵守していくことに関する内部方針 (internal Policy) の策定、(b) 製品 (Product) における子どもの権利の遵守、(c) 子どもの権利を守っていくためのプログラム (Program) の実施である。最後の条件には CSR (企業の社会的責任) を果たしていくためのプログラムも含まれる。たとえ奨学金の提供、学用品のプレゼントといったフィランソपी (社会貢献) 活動を積極的に行なっている、これらの条件を満たさなければ IACFC に加盟することはできない。

なお、IACFC は 2012 年に「子どもの権利とビジネスに関する原則」を採択している。国連グローバルコンパクト、ユニセフおよびセーブ・ザ・チルドレンが同名の文書を採択したのが翌 2013 年だったので、それに先駆けての対応だったことになる。

* * *

以上のように、さまざまな課題は残るものの、インドネシアにおける CFC 推進の取り組みには興味深い点が多い。とりわけ印象的なのは、国が強力なリーダーシップを発揮して自治体や企業に取り組みを促していることである。国が子どもの権利条約の実施について積極的な姿勢を示さないまま、ボトムアップで自治体レベルの取り組みが広がりつつある日本とは対照的といえよう。

レニー・ロザリン副大臣は文字どおり国中を飛び回って自治体や企業への働きかけを続けている。いまのところ CFC 認定を受けた自治体は首都・ジャカルタがあるジャワ島のほか、スマトラ島、カリマンタン島東部に偏っている傾向があるものの、今後他の地域にも広がっていくことになろう。こうした動きを「子どもにやさしいアジア」につなげていくための取り組みが必要である。

第4回「アジア子どもの権利フォーラム」フォーラム概要

■ 2016 年 11 月 23 日 (水) ~ 25 日 (金)

於：インドネシア・バリ島 (ギヤニャール県)

■ 全体テーマ：子どもにやさしいまちづくりと子どもの最善の利益の実現

■ プログラム (概要)

【11 月 23 日 (水)】

オープニングセッション

セッション1：子どもにやさしいまちー「子どもにやさしいアジア社会」の構築に向けて

【11 月 24 日 (木)】

セッション2：子どもに対する暴力の禁止・防止

セッション3：子どもの権利のモニタリングー「アジア子どもの権利保障機構の確立を目指して」

クロージングセッション

【11 月 25 日 (金)】 オプション

フィールドトリップ

※ 詳しくは子どもの権利条約総合研究所の告知を参照。

<http://npocrc.org/activity4/#4thforum>



レスパイト活動報告2014

東洋大学社会学部福祉学科 森田ゼミ

1 これまでの経過

私たちは、東洋大学セミナーハウスの被災者への無償提供を得て、2011年7月には富士見高原セミナーハウス、2012年7月、2013年7月は鴨川セミナーハウスへとこれまで3回福島で原発事故のため、おもいきり遊ぶことのできない子どもたちとまたこうした不自由な暮らしの中で、母子で暮らすことにより、一層仕事の困難や、生活の困難を抱えている母子家庭を招き、東洋大学の学生や院生、教員で安心できる環境を作りおもいきり遊ぼうということで「サマーレスパイトデイズ」を開催してきた。

2 事業目的

仕事や学校などの関係で県外へ避難できず、福島県内被災地で暮らす母子家庭の母と子が、被爆の影響の少ない土地でゆっくり、のんびりと楽しく過ごす時間を作り出すことによって、生きる気力と母子家庭のネットワークを育てている。東洋大学学生や院生たちは母子と交流しながら、被災者支援の課題を学ぶ。

3 事業実施概要

この事業の実施のために、4月のゼミ開始から、福島との連絡を密にとり、福島の前年原発事故、震災復興、ひとり親の実態ということで、事前学習会と、しんぐるまざーずふぉーらむ福島から、事前に東京に来てもらって、現状の話を聞いたり、子どもたちがどのような3日間を過ごしたいと考えているのかということについて議論をした。

また、森田明美ゼミだけではサポーターが不足するので、特に男子を中心に2年生や他のゼミからボランティアを募集し、事前の準備や、被災地支援や子ども支援の在り方について、また担当制や当日の日課などをどのように組むのかということについて議論を重ねた。合計7回議論をしたが、実際やってみたら、半数は前年度に参加しているにもかかわらず、わからないことや予期しないことばかりで、困った。

< 3 日間の実際 >

7月19日～21日、千葉県鴨川市にある東洋大学セミナーハウスで、サマーレスパイトが行われた。これは、NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島スタッフ方と、被災地の一人親家庭の子ども達と3日間一緒に過ごすプログラムである。

第4回鴨川セミナーハウスでの2泊3日のサマーレスパイト事業：7/19-21 実施

東洋大学から教員3人と学生48名（内、社会学部40名、社会貢献活動入門の受講生である経済学部学生が各1名、大学院生2名、卒業生5名）が参加し、福島から観光バスで参加した子ども19人と保護者14名の総勢81名が2泊3日、放射能線量を忘れて思いきり、海辺で遊ぶ体験してもらおうという合宿を実施した。朝6時のラジオ体操から夜寝付くまで、ずっと一緒に生活を過ごす中で、学生たちと子どもたちの信頼関係が深まり、手紙の交換なども始まった。

当日まで天候が心配され、1日目には雨が降っていたが、活動に影響することはあまりなく、花火大会も海辺の遊びも予定通り実施出来た。

1日目は、初日に東洋大学白山校舎の見学と昼食という企画をいれたため、初日の千葉県への到着が夕方遅くなってしまった。

だが、白山校舎では偶然神田副学長先生が在室されており、東洋大学のパンフレットを直接いただくことができ、子どもや保護者の方は大変喜ばれた。

子ども達の到着が遅くなり、時間が押したため、変更したタイムスケジュールを全員に共有できるように、説明したり、ホワイトボードに記入したが、レスパイトが終わってから記入してもらうアンケートを見て、全員がスケジュールを把握できていなかったことが分かり、連絡の仕方を工夫する必要があると考えた。

2日目には、海辺の遊びが予定されていたが、子ども達は宿題を終わらせないと外に遊びに行けないということで、1日目の夜や2日目の朝早くから宿題に取り組んでいる姿が見られた。遊ぶために必死に頑張っている姿は、可愛らしくもあり感動した。海辺の遊びでは、それぞれの班で行動し、砂遊びやビーチボールなどを楽しんでいた。全員では、スイカ割りを作り、とても盛り上がった。午後の活動は、海辺で遊ぶか室内で遊ぶか自由に選択でき、室内では、人生ゲームやジェンガ、ボール遊びなどをして楽しんでいた。入浴は人数が多いため、2回に分けて入浴した。しかし、どちらも花火大会の前に入浴していたため、折角お風呂に入ったのに匂いがついてしまう、お風呂は就寝前に入りたかったという意見があった。花火大会は、手持ち花火から打ち上げ花火までたくさんあり、盛り上がった。

3日目は、朝食を食べた後、部屋の掃除や荷物をまとめたりしてバタバタしていた。最後には全員で「また会いましょうの会」をやり、3日間の振り返りをした。そこで子ども達は、それぞれ楽しかった思い出を発言してくれ、満足した3日間を過ごせたことが分かった。セミナーハウスからバスまで一緒に行き、しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島スタッフ方や保護者、子ども達が乗ったバスが発車して、見えなくなるまで手を振っていた子ども達との別れはとても悲しく、泣いている人もいた。

今回のサマーレスパイトは、子ども達も大学生も多くの人が満足していることが分かった。しかし、

子ども達の人数に比べて支援する側である大学生の人数のほうが多かったため、他人任せになってしまったという意見や、大学生の人数を減らして支援する側を少人数でやりたいという意見が多くみられた。しかし一方で、人数が多くてやりやすかったという意見もある。また、子ども達のけんかへの対応をどうするか、ボランティアや大学生同士とも仲良くなりたかった、スイカ割りの他にも全体で行動するプログラムがほしい、などの意見も多かった。これらのことや反省点を生かして、来年のサマーレスパイトをより良いものにしていきたい。そして、このサマーレスパイトという活動が被災地の子ども達にとってまた1年を頑張る活力に少しでもなれば嬉しい。来年も真摯に取り組みたい。

*この報告を含めて、2014.11.15 子どもの権利条約 20周年記念行事の分科会で報告をした。

タイムスケジュール

19日(土)

時間	保護者	子ども
15:00		とうちやく セミナーハウス到着
16:00		オリエンテーション
17:00		にゆうよく さんぽ 入浴① or 散歩
18:00		ゆうしやく 夕食
		はなびたいかい ～ 花火大会 ～
19:00		にゆうよく 入浴②
20:30	ミーティング	
21:00	はは かた かい 母たちの語る会	消灯・就寝

20日(日)

時間	保護者	子ども
7:00		たいそう ラジオ体操
7:45		ちようしやく 朝食
8:30		うみべ しつないあそ 海辺・室内遊び
11:30		セミナーハウスに戻る
12:00		ちゆうしやく 昼食
13:00		しょくご きゆうけい じかん 食後の休憩の時間
14:00		うみべ あそ 海辺の遊び
16:00		おとこ こ にゆうよく 男の子入浴
17:00		おんな こ にゆうよく 女の子入浴
18:00		ゆうしやく 夕食
19:00		はなびたいかい ～ 花火大会 ～
19:30	ミーティング	
21:00	はは かた かい 母たちの語る会	消灯・就寝

タイムスケジュール

21日(月)

時間	保護者	子ども
7:00		ラジオ体操 <small>たいそう</small>
7:30		朝食 <small>ちようしよく</small>
8:30	簡単な清掃後、荷物をロビーへ	
		周辺散策・カニとお別れ・帰りの準備
10:00	また会いましょうの会	
11:00	昼食	
12:00	セミナーハウス発	

アルバム



福島の子どもたちが東洋大学に到着しました。



東洋大学の学長に挨拶しました。



1日目の夕飯はバイキングでした。



待ちに待った、海辺での遊び。海に足だけ入り、楽しみました。



2日目は朝早く起きて、皆でラジオ体操と、福島では有名なラーメン体操をしました。



夜は、皆で花火をしました。



砂遊びを楽しむ子もいました。



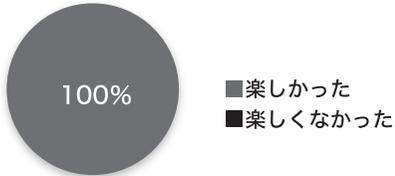
皆でスイカ割りをしました。その後、割ったスイカは皆で美味しく食べました。



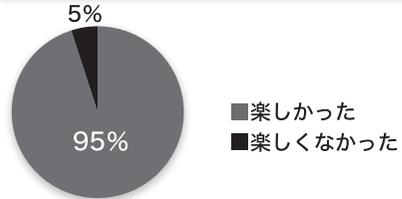
最後に、海辺で集合写真を撮りました。

お別れ会で配った子ども達のアンケート結果

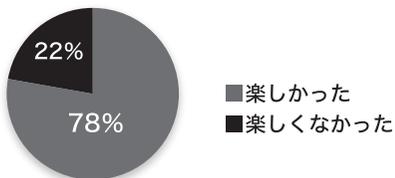
● 砂遊び



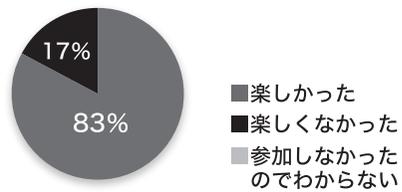
● 水遊び



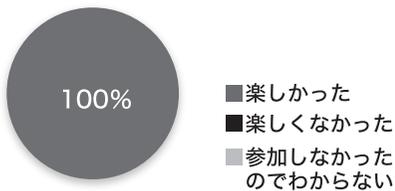
● カニとり、貝拾い



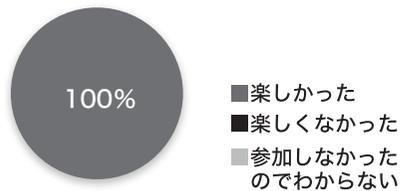
● スイカ割り



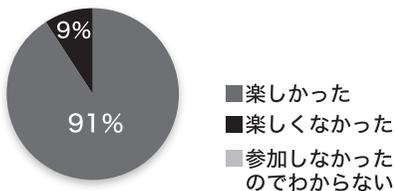
● 花火大会



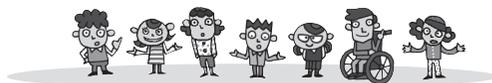
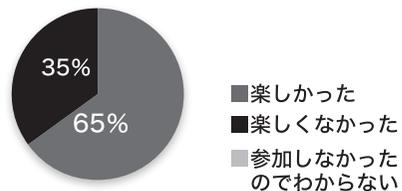
● お風呂



● 食事



● 勉強



7 これまでの経過

7月19日～21日、千葉県鴨川市にある東洋大学セミナーハウスで、サマーレスパイトが行われた。これは、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島スタッフ方と、被災地の一人親家庭の子ども達と3日間一緒に過ごすプログラムである。

当日まで天候が心配され、1日目には雨が降っていたが、活動に影響することはあまりなく、花火大会も海辺の遊びも予定通り実施出来た。

1日目は、子ども達の到着が遅くなり、時間が押したため、変更したタイムスケジュールを全員に共有できるように、説明したり、ホワイトボードに記入したが、レスパイトが終わってから記入してもらったアンケートを見て、全員がスケジュールを把握できていなかったことが分かり、連絡の仕方を工夫する必要があると考えた。

2日目には、海辺の遊びが予定されていたが、子ども達は宿題を終わらせないと外に遊びに行けないということで、1日目の夜や2日目の朝早くから宿題に取り組んでいる姿が見られた。遊ぶために必死に頑張っている姿は、可愛らしくもあり感動した。海辺の遊びでは、それぞれの班で行動し、放射能の被害により、砂に触れる機会がなくなってしまった子ども達は、砂遊びやビーチボールなどを楽しんでいた。全員では、スイカ割りを作り、とても盛り上がった。午後の活動は、海辺で遊ぶか室内で遊ぶか自由に選択でき、室内では、人生ゲームやジェンガ、ボール遊びなどをして楽しんでいた。入浴は人数が多いため、2回に分けて入浴した。しかし、どちらも花火大会の前に入浴していたため、折角お風呂に入ったのに匂いがついてしまう、お風呂は就寝前に入りたかったという意見があった。花火大会は、手持ち花火から打ち上げ花火までたくさんあり、盛り上がった。

3日目は、朝食を食べた後、部屋の掃除や荷物をまとめたりしてバタバタしていた。最後には全員で「また会いましょうの会」を作り、3日間の振り返りをした。そこで子ども達は、それぞれ楽しかった思い出を発言してくれ、満足した3日間を過ごせたことが分かった。セミナーハウスからバスまで一緒に行き、しんぐるまざあず・ふぉーらむ福島スタッフ方や保護者、子ども達が乗ったバスが発車して、見えなくなるまで手を振っていた子ども達との別れはとても悲しく、泣いている人もいた。

今回のサマーレスパイトは、子ども達も大学生も多くの人が満足していることが分かった。しかし、子ども達の人数に比べて支援する側である大学生の人数のほうが多かったため、他人任せになってしまったという意見や、大学生の人数を減らして支援する側を少人数でやりたいという意見が多くみられた。しかし一方で、人数が多くてやりやすかったという意見もある。また、子ども達のけんかへの対応をどうするか、ボランティアや大学生同士とも仲良くなりたかった、スイカ割りの他にも全体で行動するプログラムがほしい、などの意見も多かった。これらのことや反省点を生かして、来年のサマーレスパイトをより良いものにしていきたい。そして、このサマーレスパイトという活動が被災地の子ども達にとってまた1年を頑張る活力に少しでもなれば嬉しい。来年も真摯に取り組みたい。

森田ゼミ 3年 薄井里歩 菊地ひかる 長谷川明日香 丸山恵実



人権を語り合う中学生交流集会'15

人権を語り合う中学生交流集会運営委員会

1 これまでの経過

中学生が中学校の枠を越えて、人権をテーマに集い、学び、交流することを通して、自己の表現力やリーダーとしての能力を高めるなかで、中学生自身が本集会を企画・運営するとともに、各校においても人権活動のリーダーとなることを目的とする。

2 これまでの経緯

本集会は、1996年に当時の学習会（同和対象地区学習会）に参加する生徒たちが、自分たちだけの活動ではなく、広く他の学習会に参加する生徒たちと同和問題について話し合いたいという思いから、近隣の中学校4校で語り合いの学習が行われるようになった。年々参加校も増え、徳島県外からも本集会に参加するようになった。今年度は、節目の20回目の集会となった。

3 交流集会運営について

① 運営委員会

徳島県参加校の人権教育主事を中心に、本集会の趣旨に賛同していただいている教員によって運営委員会を開き、日程・予算等を話し合っている。本大会に向けてのスケジュールで、各中学校の行事や参加を希望している生徒個々の日程に合わせることは困難であるが、できるだけ多くの生徒・教職員が参加で見えるように調整し、事務局を中心として実行委員会の案内を行っている。

② 実行委員会

第1回の実行委員会は、運営委員会（教職員）主導で本集会の趣旨、日程を説明し、本集会の実行委員長（生徒）を募集する。第2回実行委員会では、実行委員長候補が本年の集会をどのようにしていきたいのか自らの考えを述べた後、実行委員長、役員を選出を行う。第2回以降は、実行委員長が中心となって会の運営を行い、本大会のスローガンやポスター原画の選出を行ったり、人権をテーマにした意見（作文）発表の後、意見交換や思いを語り合ったりする。今年度の実行委員会は次のような内容であった。

○第1回実行委員会

日 時 4月29日(水) 13:30～16:30

場 所 板野町 町民ふれあいプラザ

参加者 6団体 60名

(生徒46名、教員等14名)

内 容 中学生集会について

・これからの取組について



○第2回実行委員会

日 時 5月9日(土) 13:30～16:30

場 所 藍住町 藍住中学校

参加者 5団体 43名(生徒31名、教員等12名)

内 容 ・中学生集会に向けて

・実行委員長・副委員長の選出

・これからの取組について(本大会での役割)

○第3回実行委員会

日 時 6月13日(土) 13:30～16:30

場 所 鳴門市 人権福祉センター

参加者 6団体 37名(生徒29名、教員等8名)

内 容 ・ポスター原画・スローガンの選出

・本大会での役割分担

・作文発表を受けての語り合い

○第4回実行委員会

日 時 7月4日(土) 13:30～16:30

場 所 鳴門市 人権福祉センター

参加者 6団体 37名(生徒30名、教員7名)

内 容 ・本大会の進行マニュアルについて確認

・作文発表を受けての語り合い

○リハーサル

日 時 7月25日(土) 13:00～15:00

場 所 鳴門市 人権福祉センター

参加者 6団体 38名(生徒29名、教員9名)

内 容 ・進行マニュアルに従って本大会のリハーサル

・明日の本大会に向けて思いを語り合う

③ 交流会

本大会へは、今年度も鳥取県・福井県・香川県の中学生の参加があった。そのうち本大会の前日に来県した鳥取県・福井県の中学生とリハーサルに参加した中学生との交流会を今回ももった。初めて顔を合わす生徒が大半であるが、人権についてそれぞれの県で活動している生徒たちである。レクリエーションなどを通して、互いに打ち解けるのに時間はかからなかった。ともに夕食を食べている間も、語らい合う声や笑い声が絶えなかった。

④ 本大会 講演・午前の部

本大会は、徳島県内6校、徳島県外9校の15団体、中学生95名、高校生・大学生 9名、一般53名の157名の参加があった。講演では、本県在住で、19年前の第1回中学生集会の実行委員長であった方と今回の中学生交流集会'15の実行委員長2人とのパネルディスカッションを行った。戦争の問題やいじめの問題、障がい者の問題や 同和問題など、パネラーの人権問題に対する思いや考え、取り組んできた人権活動などを中心に話していただいた。そして、この内容をもとに、質疑応答という形で実行委員長を中心に会を進めていった。

⑤ 本大会 午後の部Ⅰ・Ⅱ

午後は2部形式で、生徒の意見発表を軸に語り合いを進めていった。Ⅰ・Ⅱ合わせて7本の意見発表を行った。部落差別や戦争、いじめなどに対する発表者の思いや考えを受けて、それに対する意見や共感の言葉が出された。また、新たな問題提起や質問が出されるたびに、それに対する発言があつたと、発言が止むことはなかった。今回は、中国から転校してきた中学生の参加があり、中国と日本の生活の違いや考え方の違いについて意見が交わされることもあつた。

⑥ 報告書作成

本大会の内容を報告書にまとめ、参加者全員に配布することを目的としている。文章中の表現にはできるだけ手を加えず、誤字・脱字の修正、文章表現の曖昧さの訂正にとどめ、本大会に参加した臨場感が伝わるように作成している。

2015年度 生徒感想 (抜粋)

中学校3年

今年の中学生交流集会も最高でした。今年は今までの会と違った気持ちがありました。それは中学最終学年だということ、そして、一番大きな理由は、中学生としての最後の参加だという思いがあつたからです。

私をはじめこの会に参加したのは、中学1年生のときです。森口先生に誘われたので行くようになりました。はじめに先生から内容を聞いたときは、全くどんな所かも想像できなかったけど

「とりあえず行ってみようかな…」みたいな気持ちで参加しましたが、あの時、参加して本当によかったと思っています。そもそも1年生のときに森口先生に声をかけていただいていたら、私はこの会の存在を知るまでには、とても時間がかかっていたらしく、もしかしたら全く知らないまま中学校を卒業することになっていたかもしれません。そんなことは考えられないのですが、私のすべての始まりは、森口先生との出会いでした。



たくさん時間が過ぎてしまうと、すべての記憶を全部覚えていることは難しいと思います。でも、私は、初めて交流集会に参加したあの日の、自分が初めて発表したときのことは、今でも強烈に覚えています。周りには全く知らない、初めて会った人たちばかりで、しかも他校生もいっぱいいたし、自分より年の上の先輩方もたくさんいて、初めてのことで、とても緊張していました。そんな中で自分が意見を言えるなんて、そんなことは全く思ってもいませんでした。でも、そのとき「この思いを伝えたい!」という、今まで感じたことがない気持ちが溢れてきて、初めて発表しました。

正直、あのとき自分が何をしゃべったのか、全くといっていいほど覚えていません。ただ、鮮明に覚えているのは、めちゃくちゃに大きな緊張と、心も体も震えるような不安と、あふれ出す自分の思いを言葉にして出す不思議なパワーと、片言でめちゃくちゃな言葉の自分の話を真剣に一生懸命に聞いてくれる周りの人たちの目と、言い終えた後の不思議な感覚です。それは、今でもはっきりと思い出せます。そのときの光景は、私の目と心にしっかりと焼きついています。この体験があってから、私は自分自身を変えることができ、積極的になることができました。だから、私は、この会に初めて参加する人たちや、まだ自分の気持ちを発表していない人たちに、まず1回でいいから発表してほしいと思っていました。初めて発表する時の気持ちは、言葉では表せません。本人が自ら経験しないと味わえない、とてもすごいものが得られます。

今までの交流集会を振り返ると、本当にいろいろな経験と、その時その時の思いがたくさん溢れてきます。出会った人々の顔も浮かびます。そして、この会は私を大きく成長させてくれました。1年生の頃から参加できたことがとても幸せです。

私が1年生のときに藍中から参加した1年生は自分しかいませんでした。でも、この回のすばらしさをもっとたくさんの人に知ってもらいたくて、2年生になって周りの人に積極的に声をかけるようになりました。自分が3年生になった今年は、藍中からは自分の同級生も、後輩たちも、たくさん参加していて嬉しいです。でももっともっとたくさんの人に知ってもらいたいです。これからもどんどん輪を繋げて行って、たくさんの人に参加してもらって、自分を高めて行ってほしいと思います。

今回の会は、自分が全く予想していなかった、さらにさらにすごいものになりました。まず、

中学生交流集会のパネリストという、貴重な貴重な経験をさせていただき、本当にありがとうございました。感謝してもしきれないと心から思っています。私の話は長くて、「だらだら喋ってなんだよ」と思ったかもしれません。でも、あんなに皆が真剣に聞いてくれて、いろんな思いを返してくれて、本当にみんなにも感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうございました。

そして、本大会の意見交換、こんなに自分の発表をする順番を待たなくてはいけない、という状況になった会ってあるんですか？っていうぐらいにたくさんの意見が飛びかかっていました。みんなすごいです。私が入る際も全くなかったです。こんなすごいことが目の前で起こっているんだと圧倒されました。そして、いろんな考え方をさらに知ることができたし、たくさんの人々の心に触れることができました。もう本当に最高です。

私はこの会が大好きです。自分の思いが素直に言えること、そして誰かがまっすぐな目で聞いてくれること、こういうところも大好きです。でも、もっと大好きなものがあります。それは、この会では素晴らしい不思議な「つながり」ができることです。少し言葉がむずかしいですが、つながりができるのではなくて、自分がつながろうって思っていなかったとしても、自然とつながりになるって言った方がいいのかなと思います。とにかく、その場所にいるだけでも、その輪の中に入っているわけだから、つながりができているんです。しかも、この「つながり」はこういう会とかでないといけない、不思議な強い力があると思います。

私は中学生交流集会に参加するようになって、たくさんの「つながり」ができました。今までかかわったすべての人とも、つながりがあります。それは連絡手段があつてつながっているとかではありません。言葉は難しいですが、心でつながっています。

その中でも、特に強い、素晴らしいつながりがあります。それは、この3年間で共に支え合ったり、高め合ったりした仲間です。特に、3年間を一緒にすごした仲間は、私の一番の仲間です。年に数回人権集会などで会うくらいだけど、会うたびにいろいろな思いがあふれてくるし、会えるのが本当に楽しみで仕方がないです。それから、先生方ともたくさんつながりができました。たくさんのお礼をありがとうございます。先生方がいたから、ここまで成長することができました。

私は、この会で出会ったすべての人と、実行委員長になって支え合った仲間、そして、先生方が大好きです。この感想を書いているだけでも、感謝の気持ちがあふれてきます。また、みんなにも会いたくなってきました。多分、中学校を卒業しても、私はこの会にお世話になると思います。自分が中学生として参加できる時間はもう終わってしまって、少し寂しかったけれど、これからは、次の中学生たちが、また新しいすごいものを作っていってくれると思うと、本当に楽しみです。

私はこの3年間、中学生交流集会に参加することができて、本当に幸せです。これからもこの会がずっとずっと続いてほしいと思います。もっともっと輪をひろげて、もっともっと「つながり」を感じてほしいと思います。感謝の気持ちでいっぱいです。ありがとうって何万回言っても足りないくらいです。みんな大好き、最高です。そして、これからも心からよろしくお願いします。

中学校2年

私はこの集会に参加して、本当によかったと思います。全員が自分の考えをためらいなく話せる場合は、この集会だけだと思います。学校では自分が何か発言したとたんに誰かに馬鹿にされたり、心の中でけなされたりされそうで、道徳の時間や学年での意見発表、しまいには授業で発表することもしなくなりました。そうなっていく中で、自分の意見を進んで発言することが、私の中であり得ないことになりました。そうなったことに駄目な気なんて全然しなかったし、だから直す気も一切ありませんでした。

でも、中学1年生の時にこの集会に誘われて「どんなことをしているんだろう」という興味だけで行ってみると、とても面白くて「いじめは駄目だ」「差別は駄目だ」などと言合うものではなかったことに、すごくびっくりしたことを覚えています。なぜかはわからないけれど、ほんの少しだけうれしい感じがして、本当はその時の1回だけ行って、2回目は行かないようにしようとしていたのに、もう1度行ってみようという気になりました。2回目は真面目な感じだったので、今度こそ「〇〇は駄目だ」みたいなものの言い合いのようになるのかなと思っていたら、全然そうではなく、自分のことを言っていました。それも「他人に聞かれることを前提にした自分のこと」ではなく、「誰に聞かれることも前提としてなく、誰に聞かせるでもない自分のこと」でした。あまりにも自分の知っている人権の意見発表ではなく、「これは本当に人権集会なのか？」と考えたり、自分から言っていたとしても、泣いてしまうような自分のことを言っている人がいると、「どうして自らそんなことが言えるんだ」「それを言ってどうするんだ」と思ったりして、とにかく頭の中が疑問だらけでした。心の中を引っかき回されるような感覚もしました。でも嫌な気が全然なくて、それが駄目なこととは思いませんでした。逆にそれに対して意見を返して、全員が話し合いに参加し、真剣にそれと向き合っている姿は、今までしてきたどんな人権を考えることよりも、人権を考えているような気がして「良いのかもしれない」と思いました。そこから私の人権に対する意識はがらりと変わり、今まで不確かで遠くに感じていたものを近くに、そして明確に感じることができるようになりました。理解しにくいものを理解できそうな感じがなんとなく嬉しかったので、私はそれからずっと参加することを決めました

でも、私はまだ自分から何かを発表していません。こんなふうに思っているくせに、まだ自分からは何も発言できずにいます。私自身不思議で、ここには意見を発表しても馬鹿にしたり、心の中でけなしたりするような人はいないというのに、なんでだろうと思います。たまに頭の中で言いたいことが決まって、文章を作ることができても、行動に移すことができません。どれだけ発表しようと思っても、手が異様に重く感じて上に上げることができません。「次こそは」と心の中で意気込んでできなくて本当に不思議です。別に恥ずかしいわけではなく、発言することが不安なわけでもないのに発言できなくて、その度に私がここにいる人たちのことを信じていることができていないみたいで、妙に焦ってしまいます。毎回こういう思いをするのは嫌なので、3年生になってこの集会に参加するのが、最後になる来年こそは絶対に自分から発表します。

中学校1年

初めて参加しました。私はこの中学生集会で学んだことが3つあります。それは、「言うてはいい言葉『使わない』っていうけど、行動に移さないと意味がない」ということと、「戦争は最大の人権侵害」ということ。そして、「仲間(友達)は大切だ」ということです。「使わない」って口で言うことは簡単です。でも、本当に行動に移すことはとても難しいです。私は口だけじゃなくて、言ったことができるような人になりたいです。今変えることは難しいと思うので、何年間もかけて有言実行ができるようになりたいです。戦争は「国のために」と言っているけど、わざと命を捨てに行ってます。私は、命を自ら捨てに行くような戦争は、この世に必要なと思います。仲間(友達)と一緒にいる時は、私が幸せを感じる時間のひとつです。なので、これからもずっと大切にしていきます。

初めての参加で1度も発表できなかったのが、来年も参加して、来年は必ず発表したいです。中学生集会でたくさん学んだことをこれからも大切に、学校や友達関係がもっともっとよくなるようにしていきたいです。

中学校3年

今年の徳島での「人権を語り合う中学生交流集会」での体験は、一生忘れない体験になりました。なぜなら私は、昨年初めて参加したけど、あまり深くまで考えずにフロアで出た質問や思ったことを言うだけだったけど、今年は深くまで考え、自分の事とくらべながら聞くことができたし、発表することもできたからです。

それに、同じ中学生の人の体験だけでなく、集会に来ておられた大人の方の話も聞くことができました。大人の人は、中学生とはまた違った視点での問題のとらえ方をしておられて、そういった話を聞く機会はありませんので、大人の世界観は子供の世界観とは違うことが分かり、たくさんの考えをもつことができました。

この「人権を語り合う中学生交流」に参加して学んだことやもった考えを生かして、これから大人になっていく中で、きちんといろんなことに立ち向かっていきたいと改めて思いました。こういった場所でできた、差別に立ち向かっていく仲間っていいなと思いました。高校になってからも、こういう交流会があったら、積極的に参加していこうと思います。一生忘れないよい経験ができるこの会を、いつまでも続けてほしいと思いました。

中学校1年

私が交流集会で思ったことはいっぱいあります。1つ目はいろいろな学校の人の話を聞いて、一人ひとりが人権について考え、学習していてツアーなどを行っていることがいいなと思いました。理由は人権について学ぶということは大切だと思うし、人権について学びたいという思いが伝わってきたのでいいなと思いました。「私の名前」という作文のお話を聞いて、何か行動したり発言する前に、一度立ち止まって別の視点から考えてみるのはいいと思ったし、家族や周り

にいる人たちを大切にしていきたいと思いました。思いを伝えるために交流集会などに積極的に参加して、たくさんの人の考えや思いを知り、人権について深く考え、すべての人の力になるために学んだことを周りの人に伝えることがいいと思いました。人権についていろいろ聞いて良かったと思いました。

中学校1年

私はこの2日間を通して、差別はまだまだ色々なところに残っているんだということや、みんなの意見を聞いて、こういう時にはこうしたらいいんだということが分かりました。また、私は勇気がなくて自分の意見を言うことができなかったので、来年も行って自分の意見をみんなの前で堂々と言いたいです。そして、もっと多くの人と話をして仲良くなりたいです。

私は、この集会に参加して、自分が人権や差別のことについて全然知らないと思い知らされたし、自分の知らないところで差別が起こっていることを知って、まだまだ日本は平和じゃないと思いました。私も部落差別などについてももっともっと勉強して、知識を増やしたいです。

私は、あまり人前で意見を言うのが好きではないので、そういうところも直して、みんなを引っ張っていけるような力をつけたいです。そして、実行委員長のようにみんなをまとめながら、自分の意見もたくさん言える人になりたいです。

中学校3年

「人権を語り合う中学生交流会集会」に参加しての感想は、率直にとてもよかったです。行こうと思ったきっかけは、先生が「同年代のいろいろな意見が聞けるから、行った方がいいよ」と言ってくれたので軽い気持ちで行ってみました。

私たちの通う中学校は「こころのつどい」という各学年で話し合いを行ったり、人権フェスタに参加したり、人権を話し合う場はたくさん設けられています。しかしそれをあまり有意義に活用できていません。その場が人権を語り合える雰囲気になっていないからです。今日のように意見が出続けません。発表しているスピーチの時間より沈黙の時間の方が長い時もあるように思います。

だから、私は「こころのつどい」なんて意味があるのかなぁと思っていました。しかし、今回の中学生交流集会に行って、このように我先に意見を言おうとするこの姿勢を自分の中学校3年生にも見せてあげたいなと思いました。3年の男子は、人権の講演会があっても「俺、寝よう」と平気で言う男子がいます。そんな男子は聞かなくてもいいのにと私は思います。そんな人権に対してやる気のない男子をやる気にさせるためには、どうしたらいいのでしょうか？やっぱり価値観の違いだったりするのでしょうか？でもそれは違います。人権の勉強はだれも真剣にするべきです。それが正しい未来を造るための第一歩になります。

初めの清水さんや佐賀さんの話や発表者の意見もとてもよく分かりました。住む場所が違っていてもやはり同じ中学生。思っていることや悩んでいることが同じだということが分かり、とても安心しました。

このようにすごくすごく真剣に考えている人たちに出会えて、本当によかったです。大人の人が言っていた「口だけにならないように、行動に移してください。人権集会に参加すること、自分の意見を言えるようになる」ことを少しずつでも行動に移せるようになればいいなと思います。

5 終わりに

今年度で本集会も20回を数えた。今まで参加してくれた多くの中学生は、自分の思いが語れる場として、学校の枠を越えて人権というキーワードで仲間とつながれる場として大切に思ってくれた。また、この場がこれからも続いていくよう願っていた。運営委員会のメンバーの高齢化が進んでいるが、本集会に期待する生徒のため、差別のない世の中をつくりあげてほしい、これからも本集会を継続させていきたいと考えている。



「地方自治と子ども施策」 全国自治体シンポジウム 2016 宝塚 開催決定



- ① 名称 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016 宝塚
- ② 主催 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2016 実行委員会
宝塚市
- ③ 目的 このシンポジウムは、自治体関係者と研究者等の専門家が連携・協力をしながら、
①子ども施策について意見交換や情報共有を行い、②自治体職員や専門家等の研
修の機会を提供するなどして、自治体における子ども施策の取組に活かすことを
目的としています。そして、このシンポジウムを通じて、③日本における子どもに
やさしいまちづくりを推進し、ネットワークづくりに貢献していきます。
- ④ 全体テーマ 子ども支援・子育て支援と子どもにやさしいまちづくり
- ⑤ 実施日時および内容

【1日目 2016年10月8日(土)】 会場：ソリオホール

13:00 ~ 13:40	オープニングセレモニー 歓迎セレモニー 宝塚北高校演劇部 実行委員会 開会あいさつ 荒牧 重人 実行委員長 開催自治体 歓迎あいさつ 中川 智子 宝塚市長
13:40 ~ 18:00	全体会 ○パネルディスカッション 「子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援 ー子どもにやさしいまちづくりをめざしてー」・基調講演：森田 明美(東洋大学教授) ○特別報告「子ども施策の現状と課題ー『子ども施策全国自治体調査』の結果から」 内田 塔子(東洋大学准教授) ○特別コメント(予定) レニー・ロザリン(インドネシア女性エンパワーメント・子ども保護省副大臣)
18:30 ~ 20:00	交流会

【2日目 2016年10月9日(日)】

9:30 ~ 12:00	分科会	<コーディネーター>
13:30 ~ 16:00	①子どもの相談・救済 ②子どもの虐待防止 ③子どもの居場所 ④子ども参加 ⑤子ども計画 ⑥子ども条例 ⑦子どもの格差・貧困問題と子ども支援・子育て支援 ⑧災害と子ども支援	半田 勝久/福田みのり/大村 恵 野村 武司/川松 亮 / 鈴木 秀洋 浜田 進士/西野 博之/内田 宏明 住友 剛/林 大介/喜多 明人 加藤 悦雄/田中 文子/井上 寿美 吉永 省三/松倉 聡史/吉岡 直子 荒牧 重人/川野麻衣子/吉田祐一郎 森田 明美/植木 信一/石井布紀子
12:10 ~ 13:15	ラウンドテーブル	安部 芳絵
16:10 ~ 17:00	公開コーディネーター会議	

*時間帯は、若干の変更の可能性があります。

- ⑥ 参加費 無料(参加申込必要)
資料代 2,000円(希望者のみ)
交流会会費 4,000円(交流会に参加される方)



詳細は次号以降に掲載予定です



子どもの人権や教育に関する報道と記録から…

■ 2016/4/13 【朝日新聞】

沖縄経済と基地巡る教科書記述 文科省が訂正申請を承認

帝国書院の高校教科書「新現代社会」にあった沖縄県と米軍基地をめぐる記述に対し、県内から反発の声が上がっていた問題で、文部科学省は同社からの訂正申請を承認した。2017年度から使用されるため、生徒には訂正後の教科書が配られる。申請は4日、承認は11日付。教科書の「沖縄とアメリカ軍基地」というコラムで、「日本政府も、事実上は基地の存続とひきかえに、ばくだいな振興資金を沖縄県に支出しており、県内の経済が基地に依存している度合いはきわめて高い」との記述があり、「事実誤認」などの指摘があった。訂正後は、「日本政府は、沖縄のアメリカ統治が続いたこと（中略）など、さまざまな特殊事情を考慮して、毎年約3000億円の振興資金を沖縄県に支出し、公共事業などを実施している」に変わった。

■ 2016/4/14 【朝日新聞】

子どもの貧困格差、 日本は先進41カ国中34位

最貧困層の子どもは、標準的な子どもと比べてどれくらい厳しい状況にあるのか。その格差を分析したところ、日本は先進41カ国中34位で、悪い方から8番目だった。国連児童基金（ユニセフ）が報告書をまとめ、14日発表する。日本について分析し、国際比較したのは初めて。子どものいる世帯の所得分布（推計値）をもとに、下から10%目の最貧困層と真ん中の標準的な子どもとの所得格差が大きいほど、貧困の深刻度が高いとして、格差の小さい順に、欧州連合（EU）または経済協力開発機構（OECD）に加盟する先進41カ国を順位付けした。上位の北欧諸国では、最貧困層の子どもの所得は、標準的な子どもの6割ほどだった。日本では

最貧困層の子どもは、標準的な子どもの4割に満たない。日本語版の解説を担当した首都大学東京子ども・若者貧困研究センター長の阿部彩さんの分析によると、1985年から2012年にかけて、格差は拡大している。真ん中の所得が約177万円から211万円に上がったのに対し、最貧困層の所得は90万円から84万円に下がったためだ。阿部さんは「貧困が広がっているだけでなく、深刻度も高い現状が明らかになった。日本は平等社会だと幻想を抱いていると、さほど深刻に思えないかもしれないが、幻想を早く捨て、貧困と格差に対処する覚悟が必要だ」と話している。各国の所得は、13年の調査データに基づく推計。日本の所得は、厚生労働省の13年国民生活基礎調査による12年の数値に基づく。報告書は「子どもたちのための公平性」というタイトルで、先進国での子どもたちの格差について、所得、教育、健康、生活満足度の四つから分析した。

■ 2016/4/22 【朝日新聞】

デジタル教科書解禁へ 文科省、 20年度の導入めざす

小中高校で使われる教科書について、文部科学省はデジタル化を解禁する方針を固めた。紙をデジタルにすることで、音声や動画機能を持つ補助教材と一体で学べる利点があるという。2020年度からの導入をめざす。22日、有識者会議に案として示す。紙の教科書と同じ内容の電子データを「デジタル教科書」とし、タブレットやパソコン端末などを使って授業を受ける。デジタル化することで、文字を拡大して色をつけたり、一部を切り出して保存したりできる。文字が見にくいなど障害のある子どもたちが使いやすい教科書とするのも目的の一つだ。デジタルの補助教材と組み合わせることで、英語の発音を聞いたり、立体の断面図や人体内の食べ物の動きを動画で見たりできるのも大きな利点とさ

れる。インターネットに接続し、わからないことをその場で調べることも可能だ。こうした「追加機能」は国の検定対象とせず、各市町村の教育委員会などの判断で教科書会社が追加する形にする。どの教科で、どの程度使うかは教委が決める。文科省は、1教科全てをデジタルで学ぶのではなく、音声などの追加機能が役立ちやすい一部の単元などでの使用を想定している。一方、コスト面が課題になりそうだ。文科省は端末などに必要な費用を無償化しない方向で検討。自治体が全額補助しなければ、各家庭の負担となる可能性がある。すでに教科書の内容をタブレット端末に移し、音声や動画機能を持つデジタル教材はあるが、端末代を含めて10万円以上となるケースもあるという。ネットを使う際は、不適切な情報に触れさせない工夫なども求められる。文科省は来年の通常国会をめざして、教科書を紙の本であることを前提とする学校教育法などの改正案を提出したい考えだ。

■ 2016/4/22 【朝日新聞】

貧困家庭支援へ教員増 文科省、公立小中の定数充実計画

文部科学省は22日、公立小中学校の教職員定数の充実に向けた計画を公表した。2017年度予算で、貧困家庭の子どもに補充学習をする教員を増やすことなどを旨とする。夏の概算要求に具体的な人数を盛り込み、財務省との協議に入る。国が給与を負担する教職員定数は、今年度は約69万人。学級数などに応じて機械的に決まる「基礎定数」（約62万7千人）と、貧困家庭支援や不登校といった個別の課題に対応するために毎年の予算措置で追加される「加配定数」（約6万4千人）がある。計画では、加配について、経済的な理由で塾に行かせられない家庭のために、家庭学習指導や放課後の相談対応を十分にできる体制が必要とした。貧困家庭と学力に課題のある子どもが多いため、公立小中学校は約千校あるという。また、障害のある子どもを支援するため、関係者や福祉機関などをつなぐ「特別支援教育コーディネーター」を、大規模校などで専任にすることも提案した。現

在もほぼ全ての公立小中にいるが、9割近くは通常の教員が兼務しているため、専任化する分だけ教員数が増えることになる。定数の基準を定めた「義務教育標準法」を改正し、加配の一部を基礎定数に組み込むことで充実を目指すことも提案した。文科省は障害のある子どもを別室に集めて指導するための教員を対象に検討している。こうした教員増が今後どの程度必要になるか、根拠となるデータにするため、教員の業務ごとの勤務時間と教員数の関係などを5年ごとに定期調査することも盛り込んだ。

■ 2016/5/4 【朝日新聞】

子どもの数、過去最低更新 35年連続減の1605万人

15歳未満の子どもの数は1605万人（4月1日現在）で前年に比べ15万人少なくなり、1950年以降で過去最低を記録したことが、総務省統計局の人口推計から分かった。82年から35年連続の減少。総人口に占める割合も12.6%と75年から42年連続で低下し、過去最低だった。5日の「こどもの日」に合わせ、国勢調査を元に推計した。男女別では、男子が822万人、女子が782万人で、男子が40万人多い。年齢別では、0～2歳307万人▽3～5歳316万人▽6～8歳318万人▽9～11歳321万人▽12～14歳342万人と、少子化の影響で年齢が低いほど少ない。都道府県別（昨年10月1日現在）では、前年に比べて増えたのは東京都のみで1万5千人増の153万3千人。人口に占める割合は沖縄県が17.4%と最も高く、最も低かったのは秋田県の10.6%。子どもの割合は1950年には総人口の35.4%（2943万人）を占めたが、その後低下。第2次ベビーブーム（71～74年）の出生増でいったん上昇したものの、その後は一貫して低下が続いている。総務省によると、各国の子どもの割合は、米国19.2%、フランス18.5%、韓国14.3%、ドイツ13.1%などとなっており、人口4千万人以上の国では日本が最低だった。

■ 2016/5/6 【朝日新聞】

「学校で暴言吐かれた」
性的少数者の3割 人権団体調査

学校で、同性愛者らに対する否定的な発言を聞いたことがある性的少数者が9割近くに上ることが、国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）が6日に発表した調査結果でわかった。教師のこうした発言を聞いた人も約3割いた。昨年8～12月に調査し、458人のLGBT（同性愛者、両性愛者、心と体の性が一致しない人ら）が回答した。回答者は国内各地の12～24歳。インターネット上や対面などで、校内でのLGBTへの否定的な発言などについて尋ねた。結果によると、教師や生徒がLGBTに関する否定的な言葉や暴言、冗談を言うのを聞いたことがある人は86%。教師が言うのを聞いた人も29%いた。暴言などへの教師の対応は「特に反応しない」が60%。「教師も生徒に加わり暴言を吐いていた」との回答も18%あった。さらに全体の3割強の145人が、自分に対して暴言を吐かれたことがあると答えた。このうち、誰かに相談した人は25%。相談した相手は友人が大半で、教師は約3割にとどまった。対面で調査した50人からは否定的な発言をされた体験も聞き取った。「高校で（同性愛者だと）カミングアウトした後、先生から『学校の風紀を乱す』と注意された。同級生からは蹴られたり、のしられたりした」（20歳男性）▽「高校で一日中スカートの制服を着なければならず、退学した」（心と体の性が一致しない17歳）▽「保健の授業でLGBTは気持ち悪く、そうなったのは前世で悪い行いをしたからだと教わった。私が悪いんだという思いをずっと引きずっている」（同性愛者の20歳女性）といった切実な声が相次いだという。6日に東京都内で記者会見したHRWのボリス・ディトリッヒ氏は「他国と比べ、同調圧力が強い日本では、生徒が教師に相談しても『わがままだ』と受け取られることすらある。LGBTへの対応は急務だ」と語った。今後、文部科学省などに、いじめ防止対策推進法にLGBTへの対応を盛り込むことや、大学の教員養成カリキュラムにL

GBTとの関わり方を学ぶ研修を盛り込むことを提言するという。

■ 2016/5/10 【朝日新聞】

馳文科相「ゆとり教育と明確に決別」
確認文書を発表

馳浩文部科学相は10日、2020年度から始まる小中高校などの新学習指導要領で、学ぶ知識の量を減らさないことを確認する文書を発表した。同日の閣議後記者会見で、学校現場から学習内容が減るのではないかと懸念の声が上がっているとして、「ゆとり教育との決別を明確にしておきたい」と話した。ゆとり教育をめぐるのは、学習内容を大きく減らした1998年の指導要領改訂への批判を受け、08年改訂で「脱ゆとり」を掲げ、知識量を増やした。文書では「『ゆとり』か『詰め込み』かという二項対立的な議論には戻らない」とした上で、今回の改訂について「知識量を削減せず、学習過程の質的改善を行う」と説明している。文科省は今年度中に行い、20年度から実施する改訂で、知識量を減らさずに、討論や発表などを通じて主体的に学ぶ「アクティブ・ラーニング」を導入することをすでに決めている。ただ、議論を増やすことが結果的に覚える知識量の減少につながるといった心配の声が、教員の一部や与党議員からあがっていた。そのため、改めて「脱ゆとり」路線の再確認が必要になったという。

■ 2016/5/10 【朝日新聞】

離婚後の親子面会促進へ
書面にして実効性 議連が素案

離婚した親が離れた子どもと面会交流することを拒まれたり、養育費の支払いが滞ったりしないようにする新法づくりの検討が始まった。面会交流や養育費の分担を書面にして、実効性を持たせる内容。超党派による議員連盟（会長・保岡興治元法相）が今国会への法案提出を目指し、10日に素案をまとめた。素案では、未成年の子どもがいる夫婦が協議離婚をする際に、子どもとの面会交流や養育費の分担に関する取り決めを書面にまと

め、離婚届に添付して市区町村に提出することを求める。努力規定にとどめて罰則も設けないが、離婚後も子どもと両親が継続的に交流することを「原則として子の最善の利益に資する」と明記。子どもの利益を守ることに対する両親の責任を明確にした。国や自治体は取り決めの相談に応じるなどの支援をする。児童虐待や配偶者への暴力などの事情がある場合は、子どもの利益に反しないよう特別に配慮する。離婚後の養育費不払いは子どもの貧困につながると指摘されている。法務省は2012年4月から面会方法や養育費の分担について取り決めができていないかを記す欄を離婚届に設けたが、実効性をより高める狙いがある。保岡氏は「子どもが親からの継続的な愛情を受けられる環境を整えたい」と話している。

■ 2016/5/11 【朝日新聞】

不登校児の支援、法案成立見通し

自民、公明、民進、おおさか維新の4党の衆院議員が10日、不登校の子どもたちがフリースクールなど学校以外の場で教育を受けることを支援する法案を衆院に共同提出した。「超党派フリースクール等議員連盟」（会長＝河村建夫・元文部科学相）と「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」（会長＝馳浩文科相）がまとめた議員立法。今国会で成立する見通しだ。法案では、全国に約12万人いるとされる不登校の小中学校の児童・生徒の教育機会を確保するための施策を国や自治体の「責務」とし、「必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」と定めた。超党派議連に参加していた共産、社民の両党は、「さらなる議論が必要」として、共同提出には加わらなかった。

■ 2016/5/11 【朝日新聞】

中3 英語新テスト、 学力調査の一環に 専門家会議が提案

小学6年と中学3年に毎年4月に実施している「全国学力調査」で、文部科学省の専門家会議は10日、今後の改善策の案を公表した。2019年度に始めると発表した中3の

英語の全国テストについて、学力調査の一環として実施することを提案。各教科の個人別成績データを研究者に貸与できる仕組みを17年度からつくることも求めた。中3の英語テストは、英語力アップを目指して文科省が昨年6月に導入を決定。「読む・書く・聞く・話す」の4技能を測る。「話す」テストは教員との面接形式とすることが検討されている。学力調査は国語と算数・数学の2教科を毎年、理科を3年に1度実施。専門家会議の案は、英語の新テストを3年に1度、理科のない年の学力調査で行うよう求めている。また、「読む・書く・聞く」の筆記は45分間で、回答は選択式のマークシートと記述式の両方とするよう提案。教員との面接は別の日に10分程度で行う。実現すれば開始以来、一日で一斉実施されていた学力調査が複数日にまたがることになる。さらに政策の改善に生かすため、今は原則として開示していない生徒の個人別成績などを一定のルールを設けて大学などの研究者に提供する仕組みも提言。導入されると、教員の追加配置と学力アップの関係の検証などが可能になると文科省はみている。子どもの氏名まで提供するかは今後詰める。ほかにも将来、社会科の調査や教科の枠にとられない横断型の調査の是非も検討するよう求めた。専門家会議は、学力調査が開始から10年目を迎えたのを機に将来像を検討してきた。今夏までにはほかの改善点も含めた案をまとめる方針だ。

■ 2016/5/12 【朝日新聞】

教員悲鳴、 忙しすぎる 公立の小中高 5373 人調査

授業の準備時間が足りない――。こう考えている公立の小中学校・高校の教員が8～9割に上ることが、北海道教育大、愛知教育大、東京学芸大、大阪教育大の共同調査結果からわかった。仕事にやりがいを感じつつ、多忙さに悩む教員たちの姿が改めて浮かび上がった。調査は4大学の共同プロジェクトで、昨年8～9月に全国の公立小中高の教員計9720人を対象に実施。仕事の魅力や悩み、教育改革への賛否などを尋ね、5373

人から回答を得た（回答率55%）。結果によると、教員の仕事について「楽しい」と答えたのは、小86%、中82%、高81%に上った（小数点以下は四捨五入）。一方で「授業の準備をする時間が足りない」と答えたのは小95%、中84%、高78%。「仕事に追われて生活のゆとりがない」も小77%、中75%、高68%だった。「部活動・クラブ活動の指導が負担」は小35%、中70%、高60%で、部活がある中高で高率だった。また「モンスターペアレント」が問題化するなか、「保護者や地域住民への対応が負担」と感じる人は小56%、中55%、高40%だった。将来の展望についても質問。「できれば管理職になりたい」と考えているのは小12%、中13%、高7%にとどまり、「管理職にはならず、一教員として働きたい」は小58%、中56%、高65%を占めた。学校教育で、子どものどんな力を育てる必要があると思うかも聞いた。「他者と協働する力」について「とても必要」と答えた人の割合は小80%、中79%、高70%。「自分で学ぶ力」は小79%、中高74%、「あきらめず頑張りぬく力」も小78%、中74%、高66%と多かった。友だちとの協力や努力することの大切さなど、日本の学校が重視してきた項目が上位に並んだ。一方、「情報通信技術（ICT）を使いこなす力」の育成を「とても必要」と考える割合は小29%、中23%、高18%。「職業にかかわる専門的な知識」は小25%、中26%、高27%、「物事を批判的にみる力」は小22%、中19%、高27%にとどまった。

実際の授業のやり方では、集団での討論や探究活動をしているのは小86%、中71%、高51%。他教科と関連づけているのは小70%、中25%、高21%、調べたことの発表などを採り入れているのは小64%、中45%、高35%だった。いずれも、2020年度から小中高で順次導入される次の学習指導要領で重視される授業方法だ。小学校より中学、中学より高校で低くなる傾向がみられた。国が進める教育改革は、教員たちの目にどう映っているのか。最も賛成が多かったのは学級定員の少人数化で、小97%、中96%、高95%だった。次の学習指導要

領で重視されている、子どもが主体的に学ぶアクティブ・ラーニングには、小93%、中91%、高82%が賛成と答えた。逆に反対が多かったのは教員免許更新制度で、小83%、中81%、高85%が反対。道徳の教科化への反対も、小79%、中76%、高56%と多かった。「6・3・3」の学制改革には、小47%、中49%、高57%が反対だった。大学入試制度改革では、大学入試センター試験を廃止し、「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」を導入することなどが決まっている。こうした入試改革には小58%、中62%、高53%が賛成。フリースクールの公認には小67%、中63%、高58%が賛成という意見だった。この調査で研究代表を務めた子安潤・愛知教育大学教授（教育課程論・教育方法学）は「教員の置かれた現状や自己像を把握したいと企画した。やりがいを感じながらも、ゆとりを持っていない教員の姿がうかがえる。教育行政は現場の実態を踏まえ、教員の声をもっと政策に生かすべきだ」と指摘している。

■ 2016/5/13 【朝日新聞】

プログラミング教育、 必修化めぐり議論開始 文科省

小学校でのプログラミング教育の必修化について検討する文部科学省の有識者会議が13日に始まった。どの教科の中でどんな内容を教えるかや、学校にどんな環境を整えるかななどを6月までにまとめ、発表する。文科省はプログラミング教育について、2020年度からの次期学習指導要領に盛り込みたい考え。パソコンやスマートフォンが普及し、技術が飛躍的に進む中、コンピューターを制御する能力を育てる。教科を新設するのではなく、理科や総合の時間などへの導入を想定している。会議では、急速に変わる技術を生かす力をどうつけるかなども話し合う。13日の会合では委員から「プログラミング言語そのものでなく、コンピューター的な考え方を教えるべきだ」「小学校ではまずプログラミングを学ぶ楽しさを知ってもらうのが全て」などの意見が出た。

■ 2016/5/21 【朝日新聞】

「障害ある子のケア充実」が柱 教育再生実行会議、首相に提言

政府の教育再生実行会議（座長＝鎌田薫・早稲田大総長）は20日、「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」と題した9回目の提言を安倍晋三首相に手渡した。発達障害の子どものケアを充実させるため、大学の教員養成課程で特別支援教育を必修化することなどが柱。理数系で突出した力のある子をさらに伸ばす教育プログラムの導入も盛り込んだ。必修化は障害のある子に全教員が対応できるようにするのが目的。文科省は2019年度にも実施する方針だ。

■ 2016/5/27 【朝日新聞】

「土日は部活の休養日に」 自民議連が中間まとめ

自民党の「教員の長時間労働の是正に関する議員連盟」（会長・塩谷立元文部科学相）は27日、中間とりまとめをした。教員の部活動の負担を減らすため、「大会など特別な場合を除き、土、日曜などを休養日とする」ことなどを求めている。31日に馳浩文科相に手渡す。土日を休養日とするのは、生徒の健全な成長の面でも必要と判断。適切な研修などを施したうえで外部指導者を積極的に配置する必要があると指摘した。中間まとめは、ほかに「教員が午後6時までに退校できる環境整備を目指す」「教員の担うべき業務に専念する」の2項目を柱に掲げた。給食費の徴収は教員が担うべき業務ではないとして、「事務職員の配置や外部化の促進などを通じ、極力行かせない」としている。議員連盟は今年19日に設立され、この日が3回目の会合。文科省は4月、教員の多忙化を踏まえ、学校の業務改善を目指すチームを設置。部活動の外部指導者やICT（情報通信技術）をどう活用するかなどについて議論している。チームは今回の自民議連の提案も踏まえて6月中に結果をとりまとめ、来年度の概算要求に反映させる。

■ 2016/5/31 【朝日新聞】

幼稚園教育要領、文科省が明記へ 「自立心」「協同性」など10項目

5歳後半でどんな能力が身についているのが望ましいか、文部科学省は2018年度に新しくなる「幼稚園教育要領」に明記する方針を固めた。「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」など10項目を挙げた案を30日、中央教育審議会（文科相の諮問機関）の会議に示した。6月中にも方向性が決まる。幼稚園教育要領ではこれまで、おおまかな教育内容は示されていたが、能力についての目標はなかった。そのため、幼稚園ごとに身につくことがまちまちで、小学校での一斉授業がうまくいかないケースがあるとの指摘があった。10項目は計46の小項目で詳しい内容を記載。「数量・図形、文字などへの関心・感覚」の項目では「数量、長短、広さや速さを数えたり比べたりするようになる」などとしている。「日本の国旗や国際理解への意識や思いが芽生えるようになる」など、現行要領の教育内容と関連づけたものも目立った。

■ 2016/6/3 【朝日新聞】

不登校の学習支援、 道半ば 教育機会確保法案、 継続審議に校外の学び、修正も実らず

フリースクールなど学校以外の場で学ぶ不登校の子どもを支援する法案（教育機会確保法案）は、今国会では継続審議となった。学校外の学びを義務教育制度に位置づけた原案は大幅に修正されたが、成立には至らなかった。法案はどこへ向かうのか。「次（の国会）に期待していただきたい」。5月31日にあった「超党派フリースクール等議員連盟」と「夜間中学等義務教育拡充議員連盟」の合同総会。フリースクール議連会長の河村建夫・元文部科学相は、集まった関係団体の代表らに述べた。法案は2議連が議員立法としてまとめた。自民、公明、民進、おおさか維新が5月、衆院に共同提出したが、共産、社民が加わらず、「全会一致を目指すべきだ」と民進から声上がり、成立が困難になった。不登校の小中学

生は約12万人と高止まりし、家やフリースクールで過ごす子がいる。学校と認められていない「オルタナティブスクール」を選ぶ家庭もある。法律によってそうした多様な学びが認められ、選べるようにする運動が法案の出発点だ。議連の立法チームは昨年5月、不登校の子がフリースクールや家庭で学ぶことを義務教育として認める原案をまとめた。しかし、与野党の様々な批判で、学校外の学びを選べる根幹部分を削り、不登校対策に絞った法案に大幅修正された。5月末の議連の総会の出席議員からは、早期成立を目指す言葉や、「多くの人の賛同が得られる内容にしていきたい」とさらなる修正を求める声も出た。フリースクールや不登校関係者も法案への立場が割れた。NPO法人東京シュール理事長の奥地圭子さんは3月に記者会見し、「学校以外の学びを『選べる』は法案から外れたが、『認める』は入った。現状を変える一歩になる」と成立の必要性を訴えた。不登校ひきこもりを考える当事者と親の会ネットワーク共同代表の下村小夜子さんは「かえって子どもを追い込む」との立場だ。「法律をつくるより、すべての学校を、多様な子どもを包摂できるものに変えることが先決だ」と話す。

■ 2016/6/4 【朝日新聞】

虐待死疑い、 自治体の検証わずか4.5% 連携の不備か

医療機関が2010～14年度に「虐待死の疑いがある」と判断した子どものうち、児童虐待防止法で義務づけられている自治体による検証が行われたのは、わずか4.5%だった。検証は死に至った経緯などを関係機関で共有して再発防止につなげる狙いだが、連携体制の不備がうかがえる。厚生労働省の研究班が子どもの救急を受け付けている全国の962医療機関にアンケートし、回答があった371医療機関で虐待による死亡が疑われた154人を分析。目撃情報やけがの状況などから医師が「確実に虐待」と判断したのは42件、「虐待の可能性が高い」が39件で、ほかは「疑いが残る」だった。検証は、児童相談所（児相）を運営する自治体が第三者に

よる検証委員会を設置して行う。関係者へのヒアリングや資料の分析を通じて、子どもが亡くなった経緯や家族の状況、児相や自治体と家族の関わりなどを調査。再発防止策を提言することになっている。昨年は東京都西東京市や高知県などの検証委が報告書をまとめた。だが、死亡事例154件のうち自治体が検証したのは7件（4.5%）のみ。6件は医療機関から児相への通告を受けたもので、1件は通告なしに行われた。医療機関から児相に通告があったのは62件で、全体の4割止まり。一方、捜査機関には倍以上にあたる138件の通報があった。不審死があれば、医師は24時間以内に警察へ通報するよう医師法で義務づけられているが、児相へ通告する規定がないことが原因だ。研究班の溝口史剛医師は「現在は病院と児相で情報を共有するしくみがなく、積極的に動かない。情報提供のルールや検証対象を明確にすべきだ」と訴える。児童虐待に関する厚労省の有識者委員会は3月に「死亡したすべての子どもの検証を行うよう検討すべきだ」という提言をまとめた。ただ、自治体側の調査をした相沢仁・大分大教授は「自治体が検証をしようとしても、病院や学校から情報がもらえないケースもある。今の児相の職員体制では検証に手が回らない可能性もある」と指摘。厚労省虐待防止対策推進室の竹内尚也室長は「今後、海外事例の研究などを通じて改善策を考えたい」とする。





活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.150

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2016年8月31日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／0018-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円